

当県産農林水産物の輸入規制解除に向けた取組の強化を求める意見書

当県産農林水産物の海外輸出については、一部の国・地域において着実に我が国の安全・安心の取組が理解されつつある。当県の主要作物である桃はタイ、マレーシア、シンガポール等において、精米は英国、シンガポール等において、さらに牛肉は米国等において輸入が再開された。特に、桃の輸出については、平成28年度実績が平成22年度実績を上回るなど、復興に向けた明るい兆しも見えてきている。

しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所事故以前に当県産農林水産物の輸入実績があった中国を始めとする諸外国は、依然として当県産農林水産物の輸入規制を継続するなど、当県産農林水産物全体の輸出量は東京電力福島第一原子力発電所事故以前の水準まで回復していない。

本年4月に公表された当県産農林水産物の放射性物質の検査結果では、530品目中528品目において、1キログラム当たりの放射性セシウムの基準値を下回り、年を追うごとに確実に安全性が高まっていることが明らかになった。海産水産物において2年連続で基準値超えゼロを達成したほか、肉類は6年連続、原乳は5年連続で基準値超えゼロが続いている。さらに、全量全袋検査が行われている玄米についても当然に基準値超えは皆無である。高品質である当県産農林水産物の正しい情報発信は、風評の払拭にもつながっていくものである。

よって、国においては、安全・安心な当県産農林水産物の正確な情報発信を始め、当県産農林水産物の輸入規制措置を講じている国・地域に対する規制解除に向けた取組を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月5日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣 宛 て
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣
復 興 大 臣

福島県議会議長 杉 山 純 一